

東広島市市税口座振替依頼書・自動振込利用申込書 約定

※ ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

- 1 預（貯）金の支払手続きについては、当座勘定取引約定又は、普通預（貯）金約定等にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出又は、預（貯）金通帳及び預（貯）金払戻請求書の提出などしませんから、貴行所定の方法で処理してください。
- 2 振替日現在において、指定預（貯）金残高が納付書の金額に満たないときは、私に事前に通知することなく納付書を東広島市に返却されても異議はありません。
- 3 依頼書を提出した日によっては、提出直後の納期分の市税について、東広島市の取扱いの都合上やむを得ず納付書が私あてに送付されるか又は、変更前の口座で引き落とされても異議はありません。
- 4 この口座振替契約は、貴行が必要と認めたときは解約されても異議はありません。
また私の都合により、この取扱いを解約する場合は、貴行及び東広島市へ解約の届けを提出します。
- 5 この口座振替契約は、振替日現在において指定預（貯）金残高が納付書の金額に満たないことが4期以上連続したときなどは、解約されても異議はありません。
- 6 私が東広島市に納付した税について還付金が生じたときは、この口座へ振り込みください。納税義務者と口座名義人が異なる場合は、この依頼書が委任状を兼ねることについて異議はありません。
- 7 この取り扱いについて仮に紛議が生じても貴行の責によるものを除き、貴行には迷惑をかけません。
- 8 私が納付すべき市税を口座名義人の指定預（貯）金口座から引き落とすことについて、口座名義人の了解を得ているので、このことによる紛争の責は、私が負うものとして取り扱って差し支えありません。